

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第25号

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則（平成3年岩手県人事委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第2条 <u>給与条例第34条の2第2項及び給与等条例第28条の2第2項</u>の人事委員会規則で定める額は、給料の特別調整額に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第16号）別表第1及び管理職手当に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第17号）別表に掲げる区分、任期付職員条例第7条第1項の給料表の号給又は同条第3項の規定による給料月額並びに任期付研究員条例第5条第1項の給料表の号給又は同条第4項の規定による給料月額に応じ、次に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 <u>給与条例第34条の2第2項ただし書及び給与等条例第28条の2第2項ただし書</u>の人事委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</p>	<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第2条 <u>給与条例第34条の2第3項第1号及び給与等条例第28条の2第3項第1号</u>の人事委員会規則で定める額は、給料の特別調整額に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第16号）別表第1及び管理職手当に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第17号）別表に掲げる区分（以下「<u>給料の特別調整額等の区分</u>」という。）、任期付職員条例第7条第1項の給料表の号給又は同条第3項の規定による給料月額並びに任期付研究員条例第5条第1項の給料表の号給又は同条第4項の規定による給料月額に応じ、次に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 <u>給与条例第34条の2第3項第1号及び給与等条例第28条の2第3項第1号</u>の人事委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</p> <p>第3条 <u>給与条例第34条の2第3項第2号及び給与等条例第28条の2第3項第2号</u>の人事委員会規則で定める額は、給料の特別調整額等の区分に応じ、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) <u>給料の特別調整額の支給を受ける職員が2時間以上勤務に従事した場合</u></p> <p>ア <u>1種 6,000円</u></p> <p>イ <u>2種 5,000円</u></p> <p>ウ <u>3種及び4種 4,000円</u></p> <p>エ <u>5種 3,000円</u></p> <p>オ <u>6種 2,000円</u></p> <p>(2) <u>管理職手当の支給を受ける職員が2時間以上勤務に従事した場合</u></p> <p>ア <u>校長 3,000円</u></p> <p>イ <u>副校長及び教頭 2,000円</u></p> <p>2 <u>給与条例第34条の2第1項又は給与等条例第28条の2第1項</u>の勤務に4時間以上従事した後、引き続いて<u>給与条例第34条の2第2項又は給与等条例第28条の2第2項</u>の勤務に従事した職員には、その引き続く勤務に係る<u>給与条例第34条の2第2項又は給与等条例第28条の2第2項</u>の規定による管理職</p>

<p>(補則) 第3条 [略]</p>	<p><u>員特別勤務手当を支給しない。</u> (補則) 第4条 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。